

Z Y 1 2 - 1 2 論文要旨説明書

報告論文のタイトル：公共調達における契約方式選択の経済分析

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名： 雨宮 健一郎

所属： 山梨県観光部国際交流課

論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）

本論文は、公共調達に係る契約の中でも、自治体の契約における契約方式の選択に焦点をあて、各契約方式の特徴について経済学的に分析したものである。

地方自治法（「自治法」）第234条は、自治体が契約を締結する際に選択しうる契約方式として、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」等を規定している。これに加えて、地方自治法施行令（「自治令」）は、一般競争入札及び指名競争入札のヴァリエーションとして、「総合評価一般（指名）競争入札」（「総合評価方式」）を規定する。さらに法令に規定はないものの、随意契約による場合の事実上の工夫として、コンペ・プロポーザル方式もある。

自治体が契約を結ぶにあたり、いかなるときにどの契約方式を選択すべきかは、本来、根拠となるべき自治法及び自治令等の規定により明確に示されるべきものである。しかし、現行の法令では、その要件が必ずしも明確に規定されているとは言えないばかりか、そもそも各契約方式の特徴すら明らかにされておらず、実務においても明確な考え方に基づいた運用がなされているとは言い難い。

本論文では、自治法・自治令の定める契約方式である一般競争入札、総合評価方式、随意契約に、コンペ・プロポーザル方式を加えた4つの契約方式を対象とし、一部の契約方式が企業による契約締結前の事前投資を必要とするものとして不完備契約理論の考え方を取り入れながらモデル化を試みた。そして、自治体による契約方式の選択が、企業の投資水準の決定と自治体への利得の分配にどのような影響を与えるのかを契約の財・サービスの性質、その関係特殊性、投資の競争性などの諸要素を考慮に入れながら分析し、自治体の利得を大きくするという観点から各契約方式が望ましいのはどのような状況なのかを理論的に明らかにした。

さらに、これらの経済学的分析により得られた結論を自治体における契約方式選択の基準としてまとめた後、その法律学的な応用として、契約方式選択に関する現行自治令の規定についての新しい解釈論と必要とされる規定の改正試案を示した。